

平成 29 年度決算

健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

平成 30 年 8 月

小矢部市監査委員

小 監 第 17 号
平成 30 年 8 月 27 日

小矢部市長 桜 井 森 夫 様

小矢部市監査委員 鶴 見 喜 秋

小矢部市監査委員 石 田 義 弘

平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定
により、平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査を行いました。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 29 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成 29 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに財政健全化法第 22 条で定める資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の期間

平成 30 年 7 月 30 日から同年 8 月 27 日まで

3 審査の方法

審査に付された平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等を照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査の結果を参考とした。

第 2 審査の結果

1 結果の概要

審査に付された平成 29 年度決算に係る健全化判断比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認めた。

表 1 健全化判断比率

	平成 29 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (注)	13.67%	20%
連結実質赤字比率	- (注)	18.67%	30%
実質公債費比率	15.1%	25%	35%
将来負担比率	165.2%	350%	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」表示される。

2 健全化判断比率における個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。実質赤字額とは、実質収支がマイナスになった場合である。実質収支とは、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支から、翌年度への繰越財源を差し引いたものである。

本市の平成 29 年度の一般会計等の実質赤字額は、表 2 のとおり実質収支が 215,202 千円の黒字であり、発生していないため健全な状況にある。

表 2 (単位 千円)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	215,020
	公共用地先行取得事業特別会計	182
	一般会計等に属する特別会計	
小 計		215,202
標準財政規模		8,330,500
実質赤字比率 (%)		-2.58

会 計 名		実質収支額
別 公 一 会 営 特 計 以 外 の 係 る 特 計 の う ち の 以 外 の	国民健康保険事業特別会計	143,074
	後期高齢者医療事業特別会計	858

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。連結実質赤字額は、表 2 の一般会計等の実質収支額、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額並びに表 3 の資金不足（剰余）額を合計し算定する。当該比率は、連結実質赤字額がないため、健全な状況にある。

表 3

(単位 千円)

会 計 名			資金不足・剰余額
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	397,524
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業特別会計	0
		農業集落排水事業特別会計	0
	宅 地 造 成 事 業	東部産業団地事業特別会計	0
合 計			756,658
標準財政規模			8,330,500
連結実質赤字比率 (%)			-9.08

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、毎年度経常的に収入される財源に対し、公債費、公営企業債等の元利償還金に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費に充当されたものの占める割合であり、3年の当該比率の平均値として算定する。平成27年度から平成29年度までの3年の当該比率から算定した実質公債費比率は、平成26年度から平成28年度までの平均値14.7%に比べ、平成29年度は0.4ポイント上昇し15.1%となった。実質公債費比率の推移は、表4のとおりである。

表 4

	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
実質公債費比率 (単年度) (%)	15.01269	15.22742	15.22314	13.65274

この比率は、早期健全化基準 25.0%を下回り、地方債の発行に富山県知事の許可を必要とする 18.0%を下回っていることから、健全な状況にあるといえるが、平成 28 年度実績では富山県内市の平均より高い状況にある。

実質公債費比率が高くなる要因としては、単年度の地方債償還額が大きいことや下水道事業等公営企業に対する繰出金が多いこと等があげられる。平成 29 年度は、老朽管更新事業の減少に伴い公営企業債の償還の財源に充てる繰出金が減少したものの、地方債の償還が終了したことにより減となる額より据え置き期間の終了により元金償還が開始となった額が大きいことにより、元利償還金額が増加した。

今後とも、標準財政規模、公債費の内訳、地方債残高に対する公債費の比率、公営企業への公債費関連の支出状況等の他都市との比較や分析を進め、公債費の更なる適切な管理が必要である。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、地方公共団体の財政指標として導入されたストック指標であり、平成 28 年度の 157.2%に比べ、平成 29 年度は 8.0 ポイント上昇し 165.2%となった。将来負担比率の算式は次のとおりであり、算式の各項目は表 5 のとおりである。

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}} \times 100 = \frac{32,720,929 - 21,177,729}{8,330,500 - 1,344,390} = 165.2\%$$

表 5

(単位 千円)

	平成29年度	平成28年度	対前年増減額
地方債の現在高	14,313,445	14,052,140	261,305
債務負担行為に基づく支出予定額	2,982,491	3,118,644	△ 136,153
公営企業債等繰入見込額	12,633,461	12,607,757	25,704
組合負担等見込額	670,867	670,363	504
退職手当負担見込額	2,120,665	2,084,694	35,971
将来負担額合計	32,720,929	32,533,598	187,331
算入公債費等の額	1,344,390	1,325,928	18,462

	平成29年度	平成28年度	対前年増減額
充当可能基金	1,580,632	1,647,411	△ 66,779
充当可能特定歳入	2,231,833	2,417,026	△ 185,193
基準財政需要額算入見込額	17,365,264	17,531,829	△ 166,565
充当可能財源等合計	21,177,729	21,596,266	△ 418,537

将来負担額は、地方債の現在高 14,313,445 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 2,982,491 千円、公営企業債等繰入見込額 12,633,461 千円、組合負担等見込額 670,867 千円、退職手当負担見込額 2,120,665 千円を合計し、総額 32,720,929 千円となった。これは、平成 28 年度の 32,533,598 千円から、187,331 千円の増加である。

将来負担額の増加は、地方債現在高が、平成 28 年度に比べて 261,305 千円増となったことが大きく影響している。将来負担額の算定上将来負担額から差し引く充当可能基金は、財政調整基金残高の減少等により、平成 28 年度に比べて、66,779 千円減少した。

将来負担額の総額は、地方公共団体の標準的な経常的一般財源の規模を示す標準財政規模 8,330,500 千円（表 2）に対し、3.9 倍となっている。これは、現在の債務を解消するため全収入を充てた場合、3.9 年分となることを表す。将来負担額の市民 1 人当たり負担額は、平成 30 年 1 月 1 日現在の外国人を含む人口 30,453 人から算定すると、1,074 千円となっている。

将来負担総額から、保有する基金残高や地方債残高のうち地方交付税算定において将来基準財政需要額に算入される見込額等の充当可能財源等 21,177,729 千円を差し引いた純負担額は、11,543,200 千円であり、標準財政規模から当該年度基準財政需要額に算入された公債費 1,344,390 千円を差し引いた額 6,986,110 千円で純負担額を除いた値は 165.2%である。この値は、早期健全化基準 350%を下回っていることから、健全な状況にある。

3 資金不足比率における個別意見

資金不足比率は、表 3 のとおり、法適用企業及び法非適用企業とも資金剰余の状態にあり、経営健全化基準の 20%を下回っている。

法適用企業の水道事業会計は、平成 29 年度 331,921 千円の資金剰余額を計上しており、資金不足が生じていないことから、健全な状況にある。

法非適用企業の一般会計からの繰入金は、下水道事業特別会計 754,254 千円、農業集落排水事業特別会計 129,795 千円である。法非適用企業の一般会計からの借入金は、東部産業団地事業特別会計 48,668 千円である。このように、法非適用企業は、一般会計からの繰入金及び借入金はあるが、資金不足は生じていないことから、健全な状況にある。

4 まとめ

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも表 1 の早期健全化基準及び経営健全化基準 20%を下回り、健全な状態であると言える。

実質公債費比率は、平成 29 年度から石動小学校校舎改築事業等の元金償還が開始したこと等により、平成 28 年度から 0.4 ポイント上昇したが早期健全化基準以下である。今後も、石動駅周辺整備事業の本格的な償還開始、統合こども園整備や（仮称）石動コミュニティプラザ整備等に係る借入により、当該比率が増

加することが見込まれることから、事業費の抑制をはじめ、普通地方交付税で措置される地方債の借入を優先する等の対策を継続する必要がある。

将来負担比率は、本年度に地方債の繰上償還を行ったものの、大型事業に係る新発債の増による地方債残高増により、平成 28 年度から 8.0 ポイント上昇したが早期健全化基準以下である。将来負担比率は実質公債費比率と背反する関係にあることから、今後予定されている大型事業への地方債の借入を含め、地方債の借入・償還計画を見直すことを要望するものである。

今後は、新たに策定される第 7 次小矢部市総合計画に基づくまちづくりを推進されるにあたり、次期小矢部市行財政改革大綱に基づく改革の着実な実行により、実質公債費比率の上昇を極力抑え、市政の安定的な運営が継続されることを要望したい。

また、財政健全化法の趣旨から、本市の算定結果を議会はもとより、市民に分かりやすく十分に説明する工夫に尽力いただきたい。

※基礎的財政収支(プライマリーバランス)

単位：千円

	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
収入総額	14,758,733	13,864,891	14,383,477	13,984,983	15,625,714
地方債発行額	△ 1,473,500	△ 1,136,000	△ 1,302,700	△ 1,522,400	△ 2,446,200
財政調整基金等取崩額	△ 294,790	△ 289,145	△ 283,283	△ 315,293	△ 408,346
支出総額	△ 14,948,768	△ 13,908,274	△ 14,431,789	△ 14,045,847	△ 15,536,419
地方債償還額	1,321,238	1,303,798	1,313,426	1,201,975	1,368,245
財政調整基金等積立額	240,525	222,327	294,636	252,517	207,455
基礎的財政収支	△ 396,562	57,597	△ 26,233	△ 444,065	△ 1,189,551

平成 29 年度の基礎的財政収支は、△396,562 千円、前年度までの改善傾向から一転し、平成 26 年度と同等の水準となった。

これは、収入総額において市税の収入が増加 35,557 千円したものの、支出は石動駅周辺整備事業費 507,291 千円、市民体育館耐震補強事業費 417,555 千円、除雪対策費 259,440 千円等の増により全体的に増加し、また平成 28 年度からの繰越事業にかかる地方債発行額が増となったことが要因である。

